の３まで、第11号の33から第11号の33の３まで、第21号の３、第54号の２の２、第54号の３若しくは第54号の５から第54号の５の３までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～サ　略］

シ　4.5GHzを超え5.0GHz以下の周波数

［ス　略］

［(5)・(6)　略］

［４～12　略］

［第二～第六　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第11号の29に掲げる無線設備	ＤＲ
第２条第１項第11号の29の２に掲げる無線設備	ＡＱ
第２条第１項第11号の29の３に掲げる無線設備	ＢＱ
第２条第１項第11号の29の４に掲げる無線設備	ＣＱ
第２条第１項第11号の30に掲げる無線設備	ＥＲ
第２条第１項第11号の30の２に掲げる無線設備	ＤＱ
第２条第１項第11号の31に掲げる無線設備	ＦＲ
第２条第１項第11号の31の２に掲げる無線設備	ＥＱ
第２条第１項第11号の31の３に掲げる無線設備	ＦＱ
第２条第１項第11号の31の４に掲げる無線設備	ＧＱ
第２条第１項第11号の32に掲げる無線設備	ＧＲ
第２条第１項第11号の32の２に掲げる無線設備	ＨＱ

号の５に掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯（次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。）及び当該搬送波の数を記載すること。

［ア～サ　同左］

シ　4.5GHzを超え4.9GHz以下の周波数

［ス　同左］

［(5)・(6)　同左］

［４～12　同左］

［第二～第六　同左］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第11号の29に掲げる無線設備	ＤＲ
第２条第１項第11号の30に掲げる無線設備	ＥＲ
第２条第１項第11号の31に掲げる無線設備	ＦＲ
第２条第１項第11号の32に掲げる無線設備	ＧＲ